

吸収量の把握方法について

一定の区域を単位として、森林経営が行われている森林を特定する

- ・ 区域の森林をチェックし、算入対象森林、算入対象外森林を区分する

対象となるもの（算入対象森林）

- ・ 育成林で必要な施業、管理が行われているもの
- ・ 天然生林の保安林等で適切に管理されているもの

対象とならないもの（算入対象外森林）

対象となりうるもの（対策対象森林）

- ・ 育成林で施業等が不十分なもの
- ・ 天然生林の保安林等で適切に管理されていないもの

対象となりえないもの（対策対象外森林）

- ・ 継続的な施業や経常的な管理の対象となっていない天然生林

地方ごとに、特定された森林に関する炭素固定量のベースデータを集計し、国に提出する

森林簿情報の集計や生長予想表による計算により、樹種、林齢等の林相ごとの面積、蓄積、幹材積生長量を整理するとともに、伐採量を集計する

・ 現在、各国における具体的な算定手続きの指針（グット・プラクティス・ガイダンス）がIPCCにおいて検討中（12月のCOP9において採択予定）であるが、国内森林による吸収量の算定方法については、概ね、左の手順によることが想定されている。

- ・ 施業等は、誰が行ったものでもかまわない
- ・ 保安林は法に基づき適切に管理されなければならない

・ 地域ごとにどのような施業や機能確保措置が必要かを整理

・ 間伐が遅れて健全性が低下しているものなどが該当し、必要な施業等が行われた際には、算入対象森林へ編入される

・ 森林簿は、森林計画業務のために都道府県林務担当部局が管理している個々の森林に対するデータベースであり、位置、面積、樹種、林齢などが整理されているもの

・ 生長予想表は、地域ごと、土壌等による林地の区分ごと、樹種ごとに何年生でどれくらいの標準材積になるかを示したもので、地域単位での森林蓄積の変化を算出する際に用いられるもの

地方から集められたデータをもとに、全国の炭素吸収量を計算する

全国各地から集められたデータのうち、特に幹材積生長量と木材供給量（伐採量）から、吸収量を算定することになるが、具体的には、以下により、樹種又は森林のタイプごとに炭素吸収量を計算

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{幹材積生長量}} \times \boxed{\text{枝や根を合せた木材の割合}} \times \\ & \boxed{\text{体積当たり乾燥重量}} \times \boxed{\text{乾燥重量当たり炭素割合}} \\ & = \boxed{\text{炭素吸収量}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{炭素吸収量}} - \boxed{\text{木材供給量（炭素換算）}} \\ & = \boxed{\text{議定書上の炭素吸収量}} \end{aligned}$$

- ・左の計算は、条約事務局への吸収量報告に用いられるものであるため、2007年に行われる条約事務局の審査までに、国際的に認められる精度等を確保する必要がある

このため、平成15年度からの3年間において、以下の課題ごとに森林総合研究所の研究者を中心に検討チームを設け、現地調査・データ提供を担う都道府県、大学等とも連携して対策を実施。

- ・炭素換算に必要な係数等の調整
地域や樹種別の基礎データの収集、土壌炭素変化量調査を実施し、炭素換算係数等の一層の精緻化を図る。
- ・森林資源情報の精度検証
全都道府県を対象に現地調査を実施し、面積、蓄積等のデータ精度を明らかにする。
- ・全国報告・集計体制の整備
地方からの効率的データ収集を図り、全国ベースの吸収量を算定・報告するためのシステムの開発を行う。